

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

### ②施設・事業所情報

名称：江南市立布袋北保育園	種別：保育所
代表者氏名：大日向 美佳	定員（利用人数）：140名（136名）
所在地：愛知県江南市立安良町八王子137	
TEL：0587-56-3689	
ホームページ： <a href="https://www.nihonhoiku.co.jp/">https://www.nihonhoiku.co.jp/</a>	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日：平成21年 4月 1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：株式会社日本保育サービス	
職員数	常勤職員： 19名 非常勤職員： 15名
専門職員	(園長) 1名 (園長代理) 1名
	(栄養士) 2名 (保育士) 22名
	(調理員) 7名 (用務員) 1名
施設・設備の概要	(居室数) 8室 (設備等) 保育室、調理室、 遊戯室

### ③理念・基本方針

#### ★理念 ・法人

1. 安全・安心を第一に
2. いつまでも思い出に残る保育を
3. 利用者のニーズに合った保育サービスの提供
4. 職員が楽しく働ける職場であること

・施設・事業所 一人ひとりに寄り添った保育を

#### ★基本方針

豊かな心と丈夫な身体でよく遊ぶ子どもを目指して保育する

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

- ・食育活動（野菜を育てて、収穫し、給食で食べる事で食育に興味をもてるようにしている）
- ・ CPR訓練（毎月、色々な想定で行い、実際に起こった時に落ち着いて行動出来るように訓練している。）

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 2年 8月11日（契約日）～ 令和 3年 5月31日（評価決定日）  【令和 3年 3月17日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	11回 （令和 2年度）

#### ⑥総評

##### ◇特に評価の高い点

##### ◆園長の牽引力

率先垂範して園長が職員を牽引し、コロナ禍にあっても質の高い保育が担保されている。子どもや保護者の楽しみや期待に応えようと、園の行事は形を変えて実施している。保育参観はミニ運動会として実施し、3～5歳児がそれぞれ30分程度の短い時間ではあったが、保護者に元気な成長ぶりを披露できた。年長児が大きな楽しみとしているバス園外保育も、目的地を変更して分散移動で実施出来た。発表会は、3～5歳児に限定して分散開催された。

##### ◆園長と職員の絆

園長の目指す「子ども一人ひとりに寄り添った保育」（ねらい）に職員の意識も重なっており、職員の個人目標にはこの「ねらい」につながるものが多く設定されている。目標管理の制度運用の中で年間3回の個人面談が実施されており、園長と職員との間で忌憚のない意見交換が行われている。この面談の中から、働きやすい職場づくりのヒントが生まれている。

##### ◆「食」を通じた家庭支援

今年度、食育計画の目標に「食事マナー」を取り上げて取り組んでいる。新型コロナウイルス感染症の関係で、計画されていた保護者対象の試食会は中止せざるを得なかったが、毎月発行の「給食だより」に、食事によって感染への抵抗力や免疫力を高めるための、子どもに人気のあるメニューのレシピを紹介している。家庭において、親子で調理に挑戦する機会となっており、家庭支援・育児支援にもつながっている。

##### ◇改善を求められる点

##### ◆記録の必要性

保育実践の確かさに比較し、その裏付けとなる記録が作成されていない事例が散見された。正しく作成された記録は高い証拠性を持ち、様々な場面で自らの身を守ってくれる場合がある。口頭や行動によって解決したり変更したりしたことを、記録に残す基準を定めて取り組むことを期待したい。

##### ◆園の保育実線に合致した文書類を

法人が作成した文書類（規程、マニュアル、様式等）を活用して保育運営に取り組んでいるが、職員にとっての十分な理解や周知に欠ける部分が見受けられる。文書と保育実践との不一致も、職員理解や周知を妨げる要因になっている。法人作成の文書を基調としつつも、園独自の部分については改訂や追記をして、文書と保育実践を合致させることが望ましい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

的確なアドバイスをいただき、今後の園の課題が見えました。  
職員で話し合いながら、より良い保育が行えるように努力していきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>コロナ禍によって、保護者とのコミュニケーションの方法が変わってきた。入園説明会は保護者個々に必要書類を受け取り、質問にも個々に答えている。入園式は乳児と幼児に分け、2部制で行った。そうした工夫が実を結び、保護者アンケートの「保護者への理念の周知」は、85%を超える高い数値を示した。しかし、「全体的な計画」には、最新の理念が記載されていない。</p>			

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の管理と法人の管理の2面性があり、その双方の要求事項を満たさなければならない指定管理者制度の運営の難しさがある。しかし、対面で毎月開催される市の園長会と、リモート形式で実施される月に1～2回の法人の園長会を活用し、園運営に必要な情報を収集している。そうして集めた情報を取捨選択し、真に重要な情報を園運営に活用している。</p>			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>指定管理者制度の下、ハード面の課題は園独自で、あるいは法人の意向で改善できないものも多い。障害のある子どもへの合理的な配慮としての環境整備（バリアフリー化）や、狭隘な駐車場問題である。駐車場に関しては、近隣からの苦情や保護者からの要望が継続して挙がってきている。今年度、有力者の応援もあって市に上申することができ、解決に向けての一步を踏み出した。</p>			

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>令和元年度～5年度の「長期計画・中期計画」が策定されており、毎年度末に振り返り・見直しが行われている。しかし、期限管理に必要な数値目標や具体的な到達点の明示がなく、単年度の事業計画を策定するための枠組みを示すに至っていない。</p>			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「長期計画・中期計画」が具体的な年度単位の目標や到達点を示していないことから、単年度の事業計画は、前年度の事業計画を見直して必要な改定を施すに留まっている。また、市へ報告する事業計画と事業報告とのつながりが薄く、事業報告で明らかになった課題についての、次年度事業計画への反映も意識されていない。事業計画—事業報告—次年度事業計画の継続性を意識されたい。</p>			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 事業計画や事業報告の策定、見直しは園長の専決業務とみなされ、園長が最終的な計画書等を作成している。しかし、前段階で職員会議を活用して職員意見を収集し、それを計画作成時に盛り込んでいる。また、作成された事業計画等は職員会議の場で説明され、職員周知が図られている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① ・ b ・ c
<コメント> 事業計画そのものの保護者配付はないが、必要な部分については冊子やしおりを使って伝えている。特に今年度は、新型コロナウイルス感染症による各種の変更があり、事業内容の保護者周知には従来にも増して労力が割かれた。そのような状況下ではあったが、保護者アンケートの「保護者への事業計画の周知」は、70%を超える肯定回答を得た。		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> 「保育士人材育成ビジョン」に沿って職員個々に目標設定を行い、園長との中間面談や期末最終面談で評価を加えている。個人目標を達成した職員は、次年度にはさらに高い目標を設定するなど、質の向上に対しての高い意識が醸成されている。また、毎年実施する自己評価を活用し、職員個々の資質向上にもつなげている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ② ・ c
<コメント> 園（園長）の目指す「子ども一人ひとりに寄り添った保育」（ねらい）に職員の意識も重なっており、職員の個人目標にはこの「ねらい」につながるものが多く設定されている。ただし、これまでの第三者評価で指摘された「記録作成の必要性」に関しては実施・改善段階に進んでおらず、今回の受審でも多くの改善指摘（第Ⅲ章部分）を受けることとなった。計画的な改善が期待される。		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長の役割を最も明確に文書化しているのが「保育士人材育成ビジョン」である。災害時や緊急事態の際に、園長が不在の場合の権限委任先も、「保育士人材育成ビジョン」によって「主任」がその任に当たることが明記されている。園長は園運営の揺るぎない方針として「子ども一人ひとりに寄り添った保育」を掲げており、職員にもその思いが伝わっている。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人が園長、主任を対象に研修を組み、その中にコンプライアンスに関するものも含まれている。今年度はリモート研修の形で実施されるものが多く、内容としては「安全管理」に関するものが多く計画されている。研修内容によって、職員に周知を図る必要があるものは、職員会議にて具体的な事例を挙げて説明し、職員間の共通認識を醸成している。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>コロナ禍にあっても、子どもや保護者の満足度を下げないことを念頭に置き、主要な行事は実施方法を変更して子どもや保護者の期待に応えている。年長クラスの「バス園外保育」は、目的地を変更したり分散移動したりして実施にこぎつけた。保育参観は「ミニ運動会」として開催し、3～5歳児がクラスごとに分かれて行った。発表会も、幼児のみの実施である。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人の方針もあって、書式の簡素化が進んでいる。重複して記録する部分を省いたり、複写式の帳票を取り入れる等、職員の負担軽減につながっている。ICT化も進み、職員の勤怠管理等がペーパーベースからデータベースへと移行されている。加配保育士も有効に活用されており、園長が率先垂範して職員集団を牽引している。</p>			

### Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>人材の採用・確保は法人の主管であるが、園において面接を実施する等、園も採用活動の一翼を担っている。実習で園と関わりを持った保育実習生をフォローし、採用につなげようとの積極的な取組みもある。職員の定着（安定雇用）は園の主管するところであり、職員の「産休」、「育休」を盛り込んで人員計画を組んでいる。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ② ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>キャリアパスとして「保育士人材育成ビジョン」が構築され、それを基に職員の目標管理が行われ、法人主導の人事考課制度も運用されている。総合的な人事管理の3要素である「キャリアパス」と「人事考課」、「目標管理」は揃っているが、相互の関連性が薄い部分がある。人事考課の結果から個人目標を導き出したり、目標管理の達成度を人事考課の成績評価に反映させる等の仕組みが欲しい。</p>			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>当初の法人理念に、後日「職員が楽しく働けること」が付け加えられた。保育の質を担保する上で、職員にとっての働きやすい職場の実現が不可欠であるとの考えからである。有給休暇の取得に関しては、毎月法人本部から「取得状況一覧表」が園長のもとに届く。法定の5日間をクリアできていない職員はいない。子育て中の職員には、ワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務形態で応じている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育士人材育成ビジョン」に沿って職員個々の目標を設定し、年度初めの目標設定面接、期中の進捗評価面接、年度末の終了時面接と、園長と職員とが年間3回の面接を行っている。職員個々の目標は、「保育士人材育成ビジョン」を意識しつつ、人事考課の結果を踏まえて設定することが望ましい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ③ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人が階層別の研修計画を作成し、それに沿って職員が研修に参加している。新型コロナウイルス感染症の影響で、4月～6月の間の研修は中止となったが、それ以降はリモート研修の形で実施されている。履修にあたっては、「階層別研修レポート」が提出されているが、研修効果の測定や検証は実施されていない。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	④ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一時期、コロナ禍によって法人主催の対面での研修が中断したが、現在はリモート研修の形で再開されている。対面での研修と比較すると、会場への移動の必要がなく、時間的な融通性に富むリモート研修により、職員の研修参加の機会が拡大している。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ⑤ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「実習生受け入れガイドライン」に沿い、保育実習生の受け入れを行っている。ガイドラインには、実習生受け入れの意義として、「職員の育成」や「採用活動の一助」等が掲げられている。実習の受け入れ後に、それらの意義（目的）が果たされたか否かを確認するための反省会を行い、その結果を記録に残すことが期待される。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の指定管理者制度によって運営される公立園であり、他の公立園と同様に市のホームページ上に園の紹介がある。そこで提供されている情報は限定的で、事業運営の透明性を担保するものとは言い難い。また、苦情の受け付けや対応（解決）した内容を公表することが求められるが、公表の方法や媒体（ツール）等を定めた規程、マニュアル類が確認できない。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	⑦ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人のルールに則り、園の事務や経理、契約、取引、購買等が執行されている。園における金銭の収受は「小口現金」として管理し、園長と主任によるダブルチェックで内部牽制を図っている。毎月、法人による抜き打ちの内部監査があり、公正で透明性の高い園運営を担保している。その内部監査や行政による監査において、特段の改善指摘は受けていない。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	ⓑ	c
<コメント> 「全体的な計画」の中に地域との交流・連携の基本的な姿勢を示しているが、今年度はコロナ禍によってその目的は果たされていない。園行事には地域住民の参加を呼びかけず、子どもが参加する予定の地域行事は開催が中止となった。隣の神社でゲートボールをする高齢者との交流が始まろうとしていたが、子どもと高齢者との約束が宙に浮いたままの状態である。				
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	ⓑ	c
<コメント> コロナ禍によって、ほとんどのボランティアの来訪がストップしている。昨年まで継続していた中学生の福祉体験学習の受入れもできなかった。そのような状況下ではあるが、唯一「落ち葉の万華鏡づくり」のボランティアを受け入れた。園舎内には立ち入らず、園庭で子どもたちは万華鏡に映し出される見事な造形に歓声をあげた。				
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	Ⓐ	b	c
<コメント> 「地域防災ガイドブック」や「防災関係機関連絡先一覧表」等に、園が関係する行政機関、医療機関、教育機関等が網羅され、社会資源のリストとなっている。市や児童相談所との連携もできており、家庭での虐待が疑われるケースにも適切に対応している。子どもの発達に悩む保護者を、発達支援センターにつなげる仕組みもある。				
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a	ⓑ	c
<コメント> コロナ禍によって地域との交流が途絶え、地域の福祉ニーズを把握する機会はほとんどなく、在園児の保護者からの情報収集がその主たるものである。在園児の保護者からは、子育ての悩みや発達障害に不安を持っての相談があり、在宅の（未就園の）子育て家庭でも同様な傾向があることを予想している。子育ての電話相談や入園相談に応じている。				
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	Ⓐ	b	c
<コメント> 20時までの長時間保育は、働く保護者にとっては大きな援助となっている。子育てに不安のある保護者に対しては、子どもの園での生活を動画に収め、その動画を保護者への説明材料として活用し、保護者の受容（発達理解）を得て適切な小学校生活へとつなげている。子育てに不安のある保護者の要望があれば、積極的に発達支援センターとの仲介の労を取っている。				

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a	⑥	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもを尊重する姿勢は、園の理念や方針、ホームページ等に明示され、職員室にも掲示されている。職員全員が法人の方針である「約束・しるべ・ころざし・管理」が記載されたクレドカードを携帯し、会議の度に読み合わせて共通認識の醸成を図っている。しかし、「倫理要綱」については分かりづらい部分が多く、改訂も視野に入れて取り組んでいる。</p>				
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	①	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>権利擁護に関し「プライバシー保護規程」や「虐待防止規程」が整備されている。園長が園長会で得た情報を会議で報告している。プライバシーに配慮した保育実践では、「誕生日表」等に子どものフルネームは使わず、プール時期はグリーンカーテンや寒冷紗で覆い、外部からの視線を遮る工夫をしている。保護者には、入園時にプライバシー保護等の取組みを説明し、同意書を交わしている。</p>				
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	①	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園の情報は、パンフレットやホームページから得ることができる。パンフレットは法人が作成して市役所や子育て支援センターに設置している。案内資料は厚めの用紙にカラー印刷で、子どもたちの姿も鮮明である。これらのツールの見直しは法人本部が行うため、園での変更や加筆は出来ない。見学者に対しては、園内を園長が口頭で説明している。</p>				
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a	⑥	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園説明会で園長が、「保育所のしおり」や「入園・進級のしおり」を用いて説明している。保護者からの同意は、「保育の開始・変更」以外にも、個人情報保護等も含めた内容の同意も得ており、同意書は適切に保管されている。特に配慮の必要な保護者に対する説明のルールは明文化していない。実際には園長が1対1で対応しているが、ルールの明文化が望まれる。</p>				
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a	⑥	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育園の変更（転園、退園等）にあたり、継続性に配慮した引継ぎ文書の定めがない。市内転園児には現在使用している書類一式のチェックリストがあるが、市外転園児には渡されていない。保育終了後に保護者が相談出来る担当者は園長であるが、相談方法や窓口設置の内容記載文書は渡されていない。すべての子どもが「災害補償保険」に加入しているが、その引継ぎの検討が望まれる。</p>				
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。				
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	①	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年1回全体的なアンケートと行事（運動会・発表会等）後にアンケートを取り、意見に対してフィードバックしている。その際に、検討した事項や改善点等も伝えている。今年度は時期や規模、方法を変え、コロナ禍対応をしての行事であったが、アンケートには子どもの成長を確認できた保護者の感謝の声が多かった。</p>				
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a	⑥	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決制度は「入園のしおり」等に記載され、掲示もされている。意見ボックスは壊れて現在未設置である。近年、苦情はないが解決を図った記録は保管されている。現在使用されているファイルと違うファイルに保管されており、ファイル変更には職員の周知を図ることが望まれる。保護者が常に意見を申し出しやすい意見ボックスの再設置を検討されたい。</p>				

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  年1回のアンケート、送迎時のコミュニケーション等、コロナ禍でも意見を述べる機会が多い。相談の場は園内に特別にはないが、医務室や遊戯室等の空いてる部屋を活用し、相談しやすい環境を作っている。しかし、相談している所を周りの人に気づかれぬよう配慮されたい。また、長時間保育の利用者についても、相談可能な時間の工夫と配慮が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  保護者から意見・要望を受けた際の記録や報告の手順を定めたマニュアル整備がされておらず、明文化が望まれる。保護者意見を保育に反映させた内容は、記録に残すことが望ましい。「ワンピースやフード付きの洋服は活動を妨げ、安全性が担保されない」との園の方針を伝えて理解を求めているが、保護者意見への対応として記録に残すことが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  リスクマネジメントの責任者は園長であり、法人には安全推進委員会が設置されている。安全確保・事故防止に関する研修に職員が1名参加しているが、園内で共有する取組みはない。事故事例の収集は法人が中心に行い、事例を基に再発防止策の検討もしている。安全確保のための対策の実施状況等は定期的に評価・見直しを行っている。これらも、記録に残すことが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  感染症の予防・発生時の対応マニュアルは整備されている。今年度「はしか・おたふくかぜ」等の感染症で休んだ子どもは一人もいない。感染症対策は法人がマニュアルを作成し、流行る季節（時期）に応じて研修が行われている。保護者には「保健便り」を定期的に発行し、季節の感染症の情報を提供している。マニュアルの定期的な見直しは実施されているが、記録を残すことが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  災害時の体制について、保護者には「保育所のしおり」にて周知を図っている。安否確認は一斉メールで伝える予定であったが、実際にはメールが使えない可能性を想定し、緊急連絡網で対応することとした。そのため「緊急連絡網」を常時園長又は主任が身に付けている。保育継続のための初動時対応・出勤基準等の仕組みの構築は今後の課題である。備蓄リストはあるが、点検記録簿は未整備である。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  標準的な実施方法は「保育園マニュアル」として明文化され、事務室に常時置かれている。子どもの発達に合った支援や援助が行えるようにマニュアルを共有しているが、新任職員や経験の浅い職員にはマニュアルの共有であって、標準的な実施方法に基づいた指導計画との関係性で保育の一定水準を保つことは難しい。勉強会や研修等を計画し、職員周知を図ることが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  保育の標準的な実施方法の作成、検証や見直し、改訂記録は法人本部が主管している。3歳未満児の指導計画の様式は法人のものを使用し、3歳以上児は市のものを使用している。指導計画は定期的に職員で見直している。見直しにはPDCAサイクルを活用し、職員や保護者からの意見や提案が標準的な実施方法に反映されるよう期待したい。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> アセスメントは入園前に保護者に用紙が渡され、面接時に園長が個々に聞き取りながら漏れを確認している。特別な配慮や支援を必要とする子どもは、保健師も参加して検討し、指導案に反映させている。3歳未満児・障害児の指導計画は個別・クラス等双方の関連性を持って作成され、統合保育の実践に活かされている。3歳以上児についても個別指導計画を作成し、統合保育の実践に活かされたい。			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 指導計画の見直し時期等は、クラス単位で決めて行っている。見直した変更内容の職員周知の手順は、資料にサインするルールである。緊急に変更する場合の仕組みはあるが、これまでに緊急変更はない。指導計画の評価・見直しに当たっては、標準的実施方法に反映させる内容・保護者へのフィードバックを必要とする内容・保育の質の向上に関わる内容等を明確にし、記録に残すことが望まれる。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 記録する内容や書き方の指導者決まっており、資料を入念に見ている。記録に付箋を貼り、考える機会にして個別に話し合って不足を補っている。情報共有は毎日の昼ミーティングや会議等で把握し周知している。会議に参加できない職員は会議録にサインするルールがある。個別の指導計画は、3歳未満児と障害児について作成されている。			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 保育の保管・保存等を定めた「個人情報保護規程」は整備され、「情報開示規程」も整備されている。個人情報保護の観点から職員に教育や研修を行った記録はないが、会議等で職員間で共有している。保護者には入園説明会で説明し、毎年継続で承諾書にサインをして周知徹底している。			

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「全体的な計画」は作成されている。市の園長会で作成し、それを基に各園でサービス内容や保育の特色を出すために修正、追記して活用しているが、保育に関わるより多くの職員の参画が望まれる。保育実践後、定期的に見直し・評価を行っているが、改善された内容等の記録は確認できなかった。次の編成に活かすためにも、記録を残すことが望まれる。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	④ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>トイレの扉が外開きのため、次の子どもが利用する時にぶつかることから年齢に応じて徐々にカーテンに取り変えている。水はけが悪く、前日掃除した水が溜まっているため、水切りやバスマットを敷いて滑らない工夫をして安全に配慮している。昨夏の暑さはテントやグリーンカーテンで対策し、新型コロナウイルス感染症の予防のため、健康カードを記入し名簿にサインをして入室している。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	④ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども一人ひとりの欲求を十分に受け入れ、子どもの気持ちを大切に保育を心掛けている。つい制止の言葉や急がせる言葉を使ってしまいが、許容される範囲である。「一人ひとりに寄り添った保育」の下、今後も子どもの気持ちに対応する姿勢や態度を大切に保育を継続されることが望まれる。コロナ禍により、園内見学は玄関周りに留めたが、職員や子どもの大声は聞かれなかった。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	④ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの発達に個人差が大きい年齢である。保護者とのコミュニケーションを重視し、登降園時に対話をじっくり行うことで園での様子・家庭の様子をお互いに把握し、連絡帳等からも連携を取っている。子どものやりたいことを大切に、子どもがやろうとする気持ちを援助している。年齢によっては、生活習慣の写真を使い、子どもが理解できるよう分かりやすくしている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	④ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地域と交流する機会は自粛している。バスによる園外保育は日程を変更し、11月に公園に出かけた。感染予防のため、乗車人数を半数にしてピストン送迎の工夫をした。短時間の園外保育であったが、子どもは喜び、理念に掲げている「思い出に残る園外保育」が出来たことを職員・保護者双方が確認できた。公園の遊具での遊び方やトイレ使用等、社会体験が得られる機会でもあった。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>今年度から連絡帳が複写式に変わった。0歳児が安定して過ごすことが出来るよう、絵本やままごとのコーナーを作って遊びを充実させている。玩具の消毒は、次亜塩素酸で週1回行っている。連絡帳での育児相談があり、複写記録は残るが育児相談としての記録は残されていない。記録に残す基準を決め、育児相談の記録を残すことが望ましい。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育中の噛みつきやひっかき等は、被害者・加害者共に保護者に説明と謝罪をする方針である。危険な場所の把握はしているが、職員間で情報の共有に欠けることもある。安全・安心の理念の下、子どもが安心して自発的に探索活動が出来るような配慮が望まれる。口唇時期であり、新型コロナウイルスにも配慮して、玩具等の消毒は次亜塩素酸で適切に行っている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          コロナ禍により、共同的な活動（運動会や発表会など）は規模を縮小したり時期を変更して実施した。「全体的な計画」には「幼児期の終わりまでに育て欲しい姿」が記載されているが、まだ各領域と関連する保育は展開されていない。共同的な活動を「幼児期の終わりまでに育て欲しい姿」とリンクさせ、小学校に伝える工夫が望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	㉞ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          法人の「発達支援チーム」が、各園を巡回して支援している。保護者には、加配制度での統合保育を入園説明会で説明している。障害担当の加配保育士は知識や理解を深めるための研修に参加し、療育機関とも連携して支援している。クラスと個別の指導計画の双方で、共に子どもが成長出来るように活用している。障害に応じた環境配慮は、園舎の老朽化もあって市との調整となる。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉞ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          一日の連続性に配慮した子ども主体の長時間保育の計画は、4期で作成している。記録は毎日様子を記入している。保育時間は20時までであるが、乳幼児共におやつ提供は無い。長時間保育への職員間の引継ぎは連絡ノート、職員と保護者との連携は連絡ノートにメモを貼り、そのメモを渡す方法を取っている。その際には、個人情報や守秘義務等にも十分に配慮している。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          職員と小学校教員との意見交換や研修は行われていない。保幼小連絡協議会は行われたが、コロナ禍により、小学校との交流は行われていない。唯一就学時健康診断が実施されたが、子どもが小学校以降の生活について期待や見通しを持つには至らなかった。保護者に対しては説明会があり、わずかながらでも見通しが持てる機会となった。「児童要録」は小学校へ送付し、情報提供は適宜行っている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉞ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          月1回、心肺蘇生法の訓練を行っている。既往症や予防接種状況は、年度末に家庭に戻して記入後に園が回収している。定期的に「保健便り」を発行し、12月はインフルエンザを取り上げる等、時季に合った感染症等について啓蒙・予防に努めている。職員はSIDS（乳幼児突然死症候群）についての知識を有し、午睡時に適切にチェックしている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉞ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          「健康診断記録」は漏れなく記載され、結果は個別に結果用紙を配付している。保護者が健診結果を確認していることは、保護者アンケートの「健康診断の結果の連絡」が100%の高い数値を示したことから明白である。結果を保育に反映させた歯磨き指導はコロナ禍により中断しているが、歯の大切さを子ども自身が自覚し、食後のうがいや歯磨きは家庭でも実践されている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉞ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          パンフレットに、離乳食やアレルギー対応が可能であることを記載している。アレルギー児の情報をアセスメントで把握し、医師の診断の下に適切な対応を行っている。昼食時には、他児と食器や机等を区別して誤食を防いでいる。知識や技術の習得のために研修に参加し、職員全員がエピペンまで習得している。除去なしで、全園児が同じ献立で食べられるメニューの取組みを検討している。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉞ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          子どもが使う食器の材質は陶器である。食育計画の今年度の目標を「食事マナー」として取り組んでいる。乳幼児期の「食」の大切さを保護者に伝える「試食会」を計画していたが、コロナ禍によって中止となった。保護者からの「食」に関する相談は電話等で対応している。法人本部から食農指導員のアドバイスもあり、季節の野菜を育てて給食やおやつに使用し、子どもに楽しみを提供している。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> 行事食として、節分や雛祭り等には旬の野菜を食材とする等の工夫をしている。毎月「給食便り」を発行し、食事から感染症への抵抗力や免疫力を高めるため、親子で挑戦出来る人気メニューのレシピを掲載している。家庭で、親子が会話をしながら調理できるレシピ紹介は好評である。衛生管理のマニュアルが整備され、食中毒等の発生時の対応も明文化されている。		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 0～2歳児には連絡ノートがあり、家庭との連携に効果を上げている。3歳以上児は、登降園時の口頭でのコミュニケーションが連携のツールとなっている。伝達漏れを防ぐために各クラスに「登降園リスト」が備え付けてあり、口頭でのやり取りの必要な部分はその備考欄に記載される仕組みである。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 子育てに不安を持つ保護者からの相談は、通常は職員室にて話を聞くが、プライベートな話や他者に聞かれない内容の場合には、誰もいない保育室等を使っている。相談を受けた内容は、必要に応じて「個別面談記録」に記載している。話し合いの結果、保護者の希望があれば「発達支援センター」につなぐ支援も行っている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<コメント> 家庭での虐待等の権利侵害の疑いがある児童相談所案件には、「見守り表」に園での子どもの様子等の詳細を記録して対応している。職員は様々な機会を通して視診や触診を行い、虐待等の早期発見に努めている。些細な兆候であっても、昼のミーティングや「職員連絡ノート」を使って職員間の情報共有を図っている。市や児童相談所等との連携体制も構築されている。		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ② ・ c
<コメント> 職員は自己評価を年に2回実施し、園長との面談によって各自の課題を確認し、課題の解決に抜けて取り組んでいる。しかし、職員個々の取組みに留まっており、自己評価を集計・分析して園全体としての課題や問題点を抽出する取組みはない。職員の自己評価を、園全体の自己評価につなげる仕組みの構築が待たれる。		